

高屋西小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日策定

1. 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは、「どの子供にも、どの学級でも、どの学校でも起こりうるものである」という共通認識に立ち、本校全教職員が「いじめは絶対に許さない」という強い信念のもと、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図らねばならない。子供の人格のよりよき発達を支援するために、いじめの兆候を早期に発見し、早期に解消していくことは極めて重要である。すべての子供が心豊かに安心して学びあえる学校生活を送り、自分も人も大切にする子供に育っていくよう、学校や地域社会が一体となり、協力していじめ問題に取り組むことが強く求められている。

このため、高屋西小学校では、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「高屋西小学校いじめ防止基本方針」を定め、学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2. いじめの定義

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法第 2 条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ◎ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。
- ◎ 「一定の人的関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係のある者を指す。
- ◎ 「心理的影響」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- ◎ 「物理的な影響」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。（けんか等を除く）

3. いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの子供にも、どの学校でも、どの学級でも起こりうるものであり、「いじめる側が悪い」という「被害者保護」の立場で毅然とした態度を示し、いじめられている子供の立場で親身になって指導を行う。

【いじめの未然防止へ】

- ・ 児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の

基礎・基本の充実を図る。

- ・ 自分の学級や学校にも深刻ないじめが発生し得るという危機意識を常に持つ。
- ・ 子ども一人一人を多様な個性をもつ、かけがえのない存在として受け止める。

【児童の主体的な活動の支援】

- ・ 児童が自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、児童会が中心となっていじめの防止等のための活動を行う等の、児童の主体的な活動を支援する。

【いじめの早期発見・早期対応】

- ・ いじめられている児童を守るために、定期的、計画的なアンケート調査や教育相談（教職員による教育相談及び心のサポーター等）を進めるとともに、日常的な実態の把握により、児童が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

【豊かな心のはぐくみを通して】

- ・ 学校教育活動全体、特に道德教育、心の教育等の推進を通じて、かけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導する。

【いじめへの組織的な対応】

- ・ 特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、いじめ防止対策推進法第 22 条により設置する「いじめ防止対策委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

○対応の視点

- ・ 被害児童を保護することを、いじめ対応の鉄則とする。
- ・ 正確な実態把握をし、チーム対応をする。
- ・ 「何がどう悪いか」加害者を納得させ、反省するまで指導を徹底する。
- ・ グループへの指導から学級へと広げていく指導をする。
- ・ 被害児童の保護者、加害児童の保護者の双方が理解し、納得する指導をする。
- ・ 再発防止に向けて、学級や学年で計画的に指導する。

【学校、家庭及び地域の連携】

- ・ 校内では、全教職員の共通理解を図るとともに、保護者の理解と協力を得ながら、いじめの未然防止、いじめの解消等に全力を傾け、学校関係者、PTA 及び地域の自治会等が連携・協働し、地域社会全体で児童を見守り育てる。

4. いじめ発生時の対応マニュアル

＊別途に定める

5. 見直し

- ・ 高屋西小学校いじめ防止基本方針は、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。

6. いじめ防止等に関わる年間取組計画

月	取り組み	概要
4	○高屋西小学校いじめ防止基本方針の確認 ○高屋西小学校生徒指導推進計画の確認 ○生徒指導部会 ○いじめ防止対策委員会 ○職員研修（生徒指導上配慮を要する児童①）	・1年間のいじめ防止に向けての方向性の確認 ・児童の実態、取組の交流、情報の共有化 ・配慮が必要な児童の確認と指導方法についての協議
5	○生徒指導部会 ○校務運営委員会 ○いじめ防止対策委員会 ○高屋中学校区小中連携会議（生徒指導部会）	・生徒指導上の問題点の協議 ・児童の実態、取組の交流、情報の共有化 ・配慮が必要な児童の確認と指導方法についての協議 ・小中一体となった指導の推進
6	○生徒指導部会 ○校務運営委員会 ○いじめ防止対策委員会 ○いじめに関するアンケート①（児童）	・生徒指導上の問題点の協議 ・児童の実態、取組の交流、情報の共有化 ・配慮が必要な児童の確認と指導方法についての協議 ・アンケートによる実態調査
7	○児童個人面談（1週間かけて） ○生徒指導部会 ○校務運営委員会 ○いじめ防止対策委員会 ○個人懇談会 ○高屋中学校区小中連携会議	・生徒指導上の問題点の協議 ・児童の実態、取組の交流、情報の共有化 ・配慮が必要な児童の確認と指導方法についての協議 ・いじめに関するアンケートの調査結果をもとに児童との個人面談実施 ・小中一体となった指導の推進
8	○生徒指導部会 ○校務運営委員会 ○いじめ防止対策委員会 ○職員研修	・生徒指導上の問題点の協議 ・児童の実態、取組の交流、情報の共有化 ・配慮が必要な児童の確認と指導方法についての協議 ・いじめ防止に関わる研修
9	○生徒指導部会 ○校務運営委員会 ○いじめ防止対策委員会	・生徒指導上の問題点の協議 ・児童の実態、取組の交流、情報の共有化 ・配慮が必要な児童の確認と指導方法についての協議 ・アンケートによる実態調査 ・児童実態の把握といじめ未然防止を図る。
10	○生徒指導部会 ○校務運営委員会 ○いじめ防止対策委員会	・生徒指導上の問題点の協議 ・児童の実態、取組の交流、情報の共有化 ・配慮が必要な児童の確認と指導方法につ

	○職員研修（生徒指導上配慮を要する児童②）	いての協議 ・いじめに関する意見交流
1 1	○生徒指導部会 ○校務運営委員会 ○いじめ防止対策委員会 ○高屋中学校区小中連携会議 ○いじめに関するアンケート②（児童・保護者）	・生徒指導上の問題点の協議 ・児童の実態、取組の交流、情報の共有化 ・いじめに関する意見交流 ・小中一体となった指導の推進 ・アンケート結果をもとに個人面談
1 2	○生徒指導部会 ○校務運営委員会 ○いじめ防止対策委員会 ○児童個人面談（1週間かけて） ○高屋中学校区小中連携会議（生徒指導部会）	・生徒指導上の問題点の協議 ・児童の実態、取組の交流、情報の共有化 ・配慮が必要な児童の確認と指導方法についての協議 ・小中一体となった指導の推進
1	○生徒指導部会 ○校務運営委員会 ○いじめ防止対策委員会	・生徒指導上の問題点の協議 ・児童の実態、取組の交流、情報の共有化 ・配慮が必要な児童の確認と指導方法についての協議
2	○生徒指導部会 ○校務運営委員会 ○いじめ防止対策委員会 ○いじめに関するアンケート③（児童） ○高屋中学校区小中連携会議	・生徒指導上の問題点の協議 ・児童の実態、取組の交流、情報の共有化 ・配慮が必要な児童の確認と指導方法についての協議 ・アンケートによる実態調査 ・児童実態の把握といじめ未然防止を図る。
3	○生徒指導部会 ○校務運営委員会 ○高屋中学校区小中連携会議 ○職員研修（生徒指導上配慮を要する児童③）	・生徒指導上の問題点の協議 ・児童の実態、取組の交流、情報の共有化 ・配慮が必要な児童の確認と指導方法についての協議 ・いじめに関する意見交流